

福島県社会福祉審議会運営規程新旧対照表 (案)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規程は、福島県社会福祉審議会条例（平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号）第 <u>8</u> 条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 9 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和 40 年 1 2 月 8 日から施行する。</p> <p>[中 略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 4 年 2 月 日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規程は、福島県社会福祉審議会条例（平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号）第 <u>9</u> 条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 9 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和 40 年 1 2 月 8 日から施行する。</p> <p>[中 略]</p> <p>_____</p> <p>_____</p>